

内閣法制局の所掌事務等

1 内閣法制局の設置

内閣に内閣法制局を置く（内閣法制局設置法（以下「法」という。）第1条）。

2 内閣法制局の所掌事務

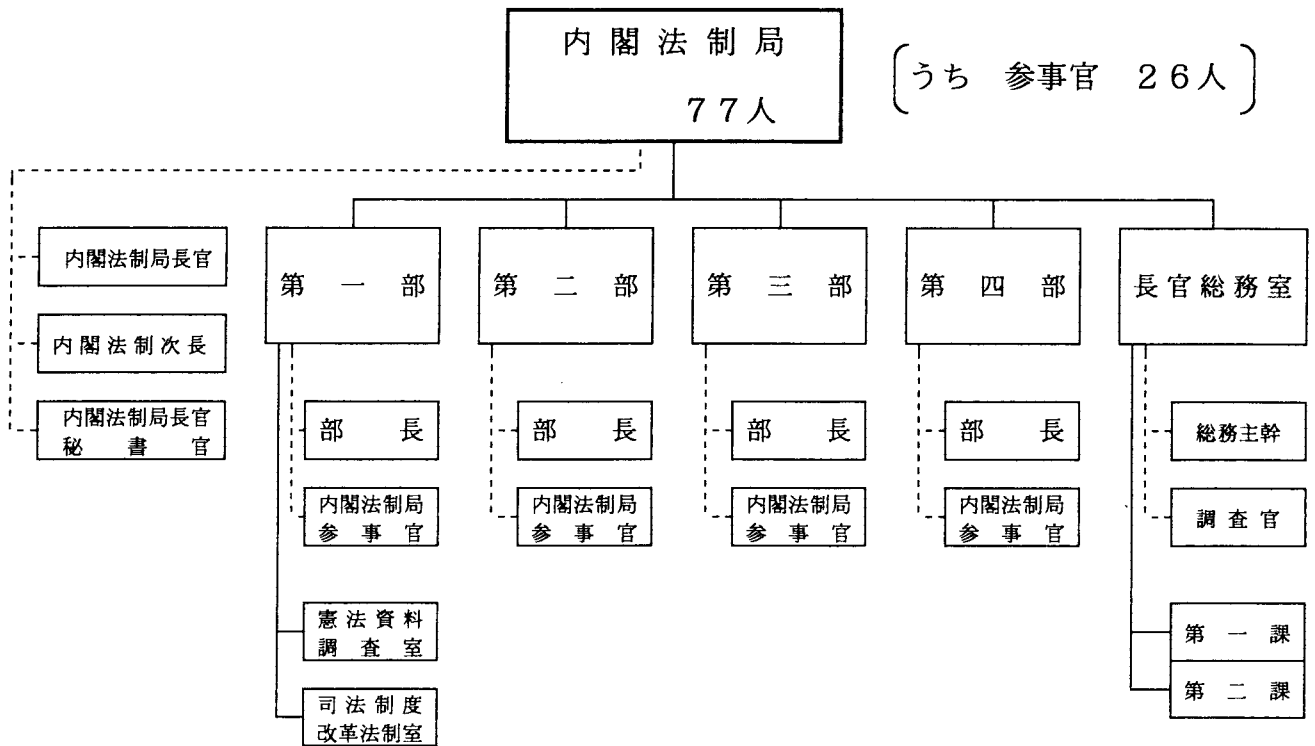
内閣法制局は、次の事務をつかさどる（法第3条）。

- ① 閣議に附される法律案、政令案及び条約案を審査し、これに意見を附し、及び所要の修正を加えて、内閣に上申すること。
- ② 法律案及び政令案を立案し、内閣に上申すること。
- ③ 法律問題に関し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べること。
- ④ 内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究を行うこと。
- ⑤ その他法制一般に関すること。

3 主任の大臣

内閣法制局に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする（法第7条）。

内閣法制局の内部組織



長官総務室

○局内の人事、予算、会計等の事務

第四部

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省等の法律案及び政令案の審査事務

第三部

○総務省、外務省、財務省等の法律案及び政令案の審査事務
○条約案の審査事務

第二部

○内閣、内閣府、法務省、文部科学省、国土交通省等の法律案及び政令案の審査事務

第一部

○法律問題に関する意見陳述事務

憲法資料調査室

・憲法調査会の報告書及び関係資料の整理等

司法制度改革法制室

・司法制度改革に関する法律案及び政令案の審査等に関する事務

最近における法律案の提出・成立件数

区分 国会会期	内閣提出法律案		議員提出法律案		計		内閣提出・成立の割合		(参 考)		
	提出件数 a	成立件数 b	提出件数	成立件数	提出件数 c	成立件数 d	$\frac{a}{c}$	$\frac{b}{d}$	年次	条約 公布件	政令 公布件数
第94回(常会)～ 第102回(常会) (昭56～昭60) <5年間の平均値>	76	69	51	13	127	82	59.8	84.1	S56～S60 <5年間の平均値>	17	328
第104回(常会)～ 第118回(特別) (昭61～平2) <5年間の平均値>	84	69	23	8	107	77	78.5	89.6	S61～H2 <5年間の平均値>	12	381
第120回(常会)～ 第132回(常会) (平3～平7) <5年間の平均値>	86	81	25	9	111	90	77.5	90.0	H3～H7 <5年間の平均値>	14	411
第136回(常会) (平8.1.22～6.19)	99	99	21	11	120	110	82.5	90.0	H8	12	352
第140回(常会) (平9.1.20～6.18)	92	90	56	13	148	103	62.2	87.4	H9	14	391
第142回(常会) (平10.1.12～6.18)	117	97	50	7	167	104	70.1	93.3	H10	18	423
第145回(常会) (平11.1.19～8.13)	124	110	60	18	184	128	67.4	85.9	H11	21	436
第147回(常会) (平12.1.20～6.2)	97	90	55	19	152	109	63.8	82.6	H12	12	556
第151回(常会) (平13.1.31～6.29)	99	92	86	18	185	110	53.5	83.6	H13	12	443
第154回(常会) (平14.1.21～7.31)	104	88	69	13	173	101	60.1	87.1	H14	18	407

(注) 継続審査に付されていた法律案を除く。